

予 防

国内で新型インフルエンザの感染が確認されています。
ご注意ください!!

感染しないためには

予防の基本

手洗い・うがい・マスクをする

新型インフルエンザは主に、感染した人の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれるウイルスを、鼻や口から吸い込むことによって感染します（飛まつ感染）。そのほか、電車のつり革やドアノブなどウイルスが付着したものに触った手で口や目の粘膜に触れることで感染が広がる（接触感染）と考えられています。

人混みは避ける
人混みや不特定多数の人が集まる場所への外出は、できるだけ控えましょう。

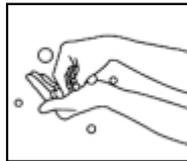
感染の疑いがある場合は

咳エチケットを習慣に

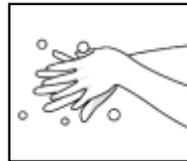
①咳・くしゃみでほかの人にうつさないためにマスクを着用する。

②マスクがないときは、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔を背け、1〜2m以上離れる。その

③指先、爪の間を入念にこする。



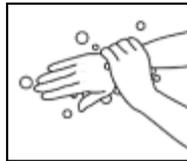
②手の甲を伸ばすようにこする。



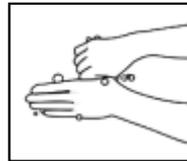
①手の平を合わせよくこする。



⑥手首を忘れずに洗う。



⑤親指と手の平をねじり洗いする。



④指の間を十分に洗う。



正しい手洗いの手順～水と石けんを使って15秒以上洗おう！～

(出典：家庭でできる感染対策一食中毒Q&A広島県医師会発行 広島大学病院感染管理室リンクナース教育・啓発グループ作成)

発熱相談センター

名 称	連 絡 先
広島県西部東保健所	☎ (082) 422-6911 ※平日 8時30分～17時30分
広島県健康対策課	☎ (082) 228-2154 Fax (082) 228-5256 ※電話は、休日・夜間も対応しています

問い合わせ 福祉保健課 ☎22-4699
(8時30分～17時30分)

ティッシュはすぐに蓋つきのゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみを押さえた手や鼻をかんだ手はすぐに洗う。
窓口へ相談を
急な発熱・咳など、新型インフルエンザと疑わしい症状が出た場合、発熱相談センターへご相談ください。
また、市の福祉保健課でも相談に応じています。(受診についての案内は、発熱相談センターで行っています。)

平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

協定の締結地区・面積及び交付金額

協 定 名	参加戸数(戸)	協定面積(m ²)	交付金額(円)	活 動 内 容
小梨地区中山間地域会	46	206,226	3,395,634	<ul style="list-style-type: none"> ●集落マスタープラン(活動計画)の作成 ●農地の維持管理 ●農道・水路の維持管理 ●鳥獣害の防止対策 ●生産性・収益の向上対策 ●多面的機能の増進 ●研修会の実施
宿根中山間地会	25	97,493	1,470,638	
新田万里中山間地会	92	401,072	6,831,958	
西谷中山間地会	51	281,750	1,792,258	
大谷の棚田を守る会	9	27,827	459,943	
戸石中山間地会	8	36,279	531,254	
松橋地区中山間地会	7	52,123	775,384	
合 計	238	1,102,770	15,257,069	

この制度は、農業生産条件が不利な中山間地域を対象としています。(農業生産条件の不利は、耕作放棄の原因となります。)適正な農業生産活動の維持・農地の多面的な機能の発揮を図るため、交付金を対象地域に支給しています。

※平成21年度まで実施予定

問い合わせ

産業文化課農政水産係

☎22-7745

平成21年10月から個人住民税の年金からの特別徴収が始まります。
個人住民税の特別徴収は、納税方法を変更するもので、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

公的年金受給者の納税の便宜と市区町村の事務の効率化を図るため、全国一斉に、個人住民税の公的年金（平成21年10月支給分）からの引き落とし（特別徴収）が始まります。

● 次のすべての要件に該当する人が対象です。

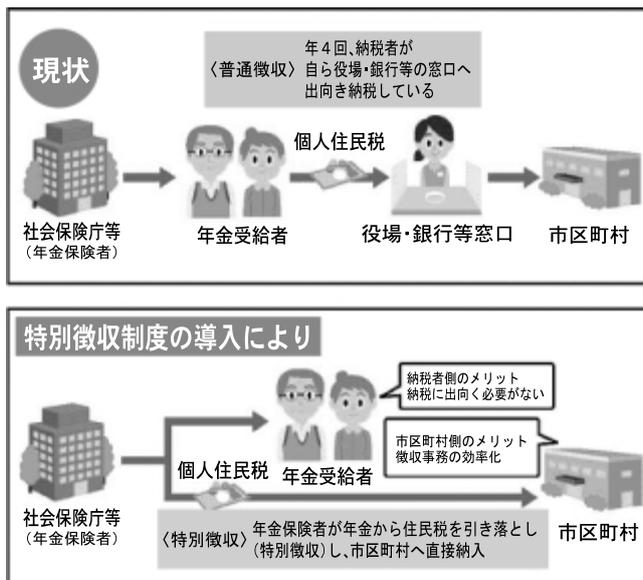
- ① 4月1日現在、65歳以上の人
- ② 年金所得に係る住民税の納税義務のある人
- ③ 前年中に公的年金等の支払いを受けた人
- ④ 当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金等の支払いを受けている人

● 次のいずれかの要件に該当する人は対象となりません。

- ① 1月1日現在、竹原市に住所がない人
- ② 老齢基礎年金等の支払い年額が18万円未満の人
- ③ 介護保険料が年金から特別徴収されていない人
- ④ 特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超える人

● 対象となる税額は公的年金等に係る所得に応じた住民税額のみ引き落としされます。

● 対象となる年金は国民年金法による老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）。



納税方法の変更イメージ図（出典：「総務省」2009年2月号）

平成21年度、新たに特別徴収の対象になる人

平成22年度も継続して特別徴収の対象になる人

平成21・22年度の徴収方法

平成21年度	普通徴収 (納付書または口座振替)	特別徴収 (年金からの引き落とし)
月	1期(6月)・2期(8月)	10月・12月・2月
税額	それぞれ年税額の4分の1	それぞれ年税額の6分の1
平成22年度	特別徴収・仮徴収 (年金からの引き落とし)	特別徴収・本徴収 (年金からの引き落とし)
月	4月・6月・8月	10月・12月・2月
税額	それぞれ前年度2月と同様	それぞれ年税額から仮徴収額を差し引いた額の3分の1

問い合わせ

税務課課税係 ☎22-7732

定額給付金の申請はお済みですか？

4月上旬に各世帯主へ申請書を送付しています。申請期限（10月1日）までに申請のない場合は、定額給付金を受給することができません。

まだ提出されていない人や、お忘れの人は早めに申請してください。申請書が届いていない、または紛失された場合はご連絡ください。

問い合わせ

市民生活課定額給付金対策班 ☎22-2312



平成21年 経済センサスー基礎調査

これからのまちづくりに活用するために、7月1日現在で事業所及び企業を対象として調査を行います。この調査は、全国すべての事業所及び企業が調査対象となる大規模な統計調査です。みなさんのご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課情報統計係 ☎22-7729